

福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部における公的研究費の

取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部（以下「本学」という。）における競争的資金等（以下「公的研究費」という。）の扱いに関し必要な事項を定め、その不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 公的研究費の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程で「公的研究費」とは、国、独立行政法人、地方公共団体等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金を中心とした公募型の研究資金のことをいう。

2 この規程で「職員等」とは、本学の教職員及び学生、その他のうち、本学の公的研究費の運営及び管理に係わる全ての者をいう。

3 この規程で「部局等」とは、学校法人福岡工業大学組織規則、福岡工業大学学則、福岡工業大学大学院学則及び福岡工業大学短期大学部学則で規定する組織のうち、職員等が所属する、工学部、情報工学部、社会環境学部、工学研究科、社会環境学研究科、教養力育成センター、総合研究機構、短期大学部情報メディア学科、事務局をいう。

4 この規程で「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、本学が職員等に対し、自身が取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育をいう。

(最高管理責任者)

第4条 本学における公的研究費の執行管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知する。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者と協力して、競争的研究費等の運営・管理を行う。

3 最高管理責任者は、基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

4 最高管理責任者は、職員等へ不正行為の防止を可能にする公正な研究環境の確立及び維持も自らの重要な責務であるとの自覚し、様々な啓発活動を定期的に行い、職員等への不正防止の意識の向上と浸透を図るとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、本学における公的研究費の執行管理について統括する者として統括管理責任者を置き、総合研究機構長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、具体的な対策を策定及び実行するとともに、定期的に、最高管理責任者へその状況を報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 部局等における公的研究費の執行管理の責任者としてコンプライアンス推進責任者を置き、当該部局等の長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 当該部局等における対策を実行するとともに、定期的に、統括管理責任者へその状況を報告する。
- (2) 不正防止を図るため、職員等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 職員等が適切に公的研究費の執行管理を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善指導をする。
- (4) 当該部局等において、定期的に啓発活動を実施する。

(職名の公開)

第7条 前3条の責任者(以下「各責任者」という。)を置いた場合、又はこれを変更した場合、その職名を公開するものとする。

(経理事務)

第8条 公的研究費の執行に関する取扱いは、別に定めのあるものを除き、本学の経理・会計に関する各種規程及び執行ルール等に基づき取り扱うものとする。

(相談窓口)

第9条 公的研究費に係る事務処理手続き及び使用ルール等に関する学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口(以下「相談窓口」という。)を設置するものとする。

- 2 相談窓口は、総合研究機構事務室に設置し、その連絡手段等は公開するものとする。

(行動規範)

第10条 不正防止のため、職員等の行動規範を策定し、公開するものとする。

(教育及び啓発活動の実施)

第11条 不正を未然に防止するため、職員等に不正防止に係るコンプライアンス教育を受講させるものとする。

- 2 コンプライアンス教育を実施するにあたっては、職員等の職種や業務実態に則した教育が受講できるよう留意する。
- 3 不正行為の防止を可能にする公正な研究環境の確立及び維持も自らの重要な責務であると自覚を促すため、不正行為抑止の教育啓発を職員等に対し継続的に実施するものとする。
- 4 コンプライアンス教育及び啓発活動の実施等については、別に定める。

(職員等の責務)

第12条 職員等は、不正防止のためのコンプライアンス教育を受講しなければならない。ただし、コンプライアンス推進責任者が受講の必要がないと判断した者にあつては、この限りでない。

- 2 職員等は、不正防止のために法令等を遵守するとともに、コンプライアンス推進責任者の指示に従わなければならない。
- 3 職員等となった時点で本学が定める不正防止のための教育を必ず受けるものとし、それ以降も最高管理責任者が指定する教育を定期的に受けなければならない。
- 4 職員等は前項で定める教育を最初に受ける際に教育内容を理解したこと等を明記した誓約書（様式第1号）を最高管理責任者に提出しなければならない。
- 5 前項の義務を履行しない者にあつては、公的研究費の申請並びに運営及び管理に関わることができない。

（調査及び処分等）

第13条 不正があつた場合又は不正の疑いがある事案が生じた場合、公的研究費の不正使用に係る調査を行うものとする。

- 2 前項に基づく調査の結果、不正があつたと認められた者については、本学就業規則に基づき懲戒処分を行うものとする。
- 3 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合、前項に準じて取り扱うものとする。
- 4 公的研究費の不正に係る調査等について必要な事項は、別に定める。

（防止計画推進部署）

第14条 最高管理責任者の指示及び基本方針に基づき、統括管理責任者とともに本学全体の公的研究費の不正防止対策について組織横断的な視点で取り組み、具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を把握する業務を行う統括管理部署（以下「防止計画推進部署」という。）として、総合研究機構事務室をもって充てる。

- 2 防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに不正防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動等、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。

（不正防止計画）

第15条 統括管理責任者及び防止計画推進部署は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして不正防止計画を策定する。

- 2 不正防止計画の策定に当たっては、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容となるよう努めるものとする。
- 3 不正防止計画は、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に点検し、必要な見直しを行うものとする。

（執行状況の確認等）

第16条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者及び防止計画推進部署と連携し、適宜公的研究費の執行状況を確認し、執行状況が適当でないものについて改善を指導しなければならない。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項に定める指導を行ったのち、改善が認められない職員等に対し、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を遅滞なく示すものとする。

（発注段階での財源の特定）

第 17 条 職員等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(取引業者との癒着防止)

第 18 条 職員等は、取引業者と契約する場合、本学の経理・会計に関する各種規程及び執行ルール等を遵守するものとし、コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者及び防止計画推進部署と連携し、当該職員等と取引業者との癒着を防止するための必要な措置を講ずるものとする。

(検収業務等)

第 19 条 職員等は、物品等の購入・契約に伴う検収業務については、本学の経理・会計に関する各種規程及び執行ルール等を遵守する。

- 2 アルバイトを雇用する等、賃金・謝金の支払いが生じる場合、その事務に携わる者が日常的に勤務事実の確認を行う。ただし、それによる確認が困難な場合にあっては、定期的に勤務状況を確認する方法によることができる。

(出張の確認)

第 20 条 公的研究費による出張について、職員等は、本学の旅費規程等関連する各種規程及び執行ルール等に則り、定められた様式にて申請し、その出張命令により行う。

- 2 出張終了後、職員等は、本学の旅費規程等関連する各種規程及び執行ルール等で定められた書類その他の出張の事実を証明するものを提出しなければならない。
- 3 前号により、書類等の提出を受けた事務部門は、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。

(不正な取引を行った業者の処分)

第 21 条 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分については、別に定める。

(通報窓口)

第 22 条 不正及びその疑いがあるもの（以下「不正等」という。）に関する通報及び情報提供を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を設置するものとする。

- 2 通報窓口は、防止計画推進部署である総合研究機構事務室に設置し、その連絡手段等は公開するものとする。

(不正等に関する報告)

第 23 条 通報窓口で不正等に関する通報及び情報提供があった場合、通報窓口担当者は、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。

(使用ルール等の理解度の確認)

第 24 条 防止計画推進部署は、不正を防止する観点から、職員等に対し公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合、必要な措置を講ずるものとする。

(不正防止に向けた措置)

第 25 条 防止計画推進部署は、不正防止に向けた取組の状況を本学のウェブサイトで公表するとともに、その施策を確実にかつ継続的に推進するものとする。

(内部監査プロジェクトチーム)

第 26 条 公的研究費を適正に運営・管理するために最高管理責任者の直轄組織として内部監査プロジェクトチーム（以下、「内部監査PT」という。）を設置する。

2 内部監査P Tの構成員は、次の各号に定めるメンバーをもって充てる。

- (1) 事務局長
- (2) 経理課長
- (3) 管財課長
- (4) 総務人事課長
- (5) 総合研究機構事務長
- (6) その他、最高管理責任者が必要と認めるもの若干名

3 内部監査P Tにプロジェクトリーダーを置き、事務局長をもって充てる。

(内部監査P Tの役割)

第27条 内部監査P Tは、監事及び防止計画推進部署との連携を強化し、必要な情報提供等を行い、不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査（リスクアプローチ監査）を実施するものとする。

2 内部監査P Tのプロジェクトリーダーは、監査状況を最高管理責任者に報告するものとする。

3 内部監査の具体的な実施方法については、別途定める。

(監事の役割)

第28条 監事は、理事会等において、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、意見を述べるものとする

2 監事は、理事会等において、総括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べるものとする。

(雑則)

第29条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、総合研究機構運営委員会の議を経て、教授会に報告するものとする。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部における研究活動及び公的研究費の適正な運営・管理に関する規程（平成19年10月26日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。